

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(教育課程)

【①-1】欧米水準の獣医学教育を実施するため、共同獣医学課程において、北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携し、臨床実習の充実等の教育カリキュラム改善を行うとともに、eラーニングコンテンツ共有システム・バーチャルスライドシステム等を利用した教育コンテンツを充実し、平成32年度に欧州獣医学教育認証を取得する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1-1】欧州教育認証取得のための必須条件である共同獣医学課程の内部質保証体制・外部評価体制、バイオセキュリティ・実験・臨床の実施基準書等を整備するとともに、欧州獣医学教育確立協会の公式事前診断を実施する。
- ・【①-1-2】北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携して、相互利用可能なeラーニング教材等の教育コンテンツを充実するとともに、これまでに蓄積してきた国際認証に関する情報等をホームページ等において公表し、他の獣医系大学に発信する。
- ・【①-1-3】ウマの夜間・救急診療を実施するとともに、クリニカルローテーションの新たな評価方法を試行し、教育効果を検証して改善する。また、臨床実習や解剖実習等の症例数・動物種を増加させるため、民間農場・地方自治体等との連携を強化し、主要な動物種で不足している豚や鶏の実務実習を開始する。

【①-2】学部学生の国際的視野を涵養するとともに、卒後の社会実践力を育成するため、分野横断的な学際教育プログラムを平成30年度までに新たに3プログラム設置する。

- ・【①-2-1】平成30年度から実施する学際教育プログラムの内容等を点検するとともに、平成30年度入学者にプログラムを周知する。

【①-3】職業人として生きるために必要な力を育成するため、畜産学部アドバンス制教育課程の基盤教育において、社会貢献・ボランティア活動のカリキュラム化、TOEIC等の外部試験の導入等を実施するとともに、北海道地区の国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを活用して多様な基盤教育科目を開設する。

- ・【①-3-1】社会貢献・ボランティア活動を含むキャリア教育Ⅰ、Ⅱを実施するとともに、TOEIC-IPテストを新1年生全員に対して実施する。また、北海道内7大学連携による遠隔授業の発信科目と受講科目数を15科目以上とする。

【①-4】学部及び大学院教育の国際通用力を向上させるため、コーネル大学、ウィスコンシン大学との学術交流協定に基づき、招聘外国人研究者による講義、海外教育プログラムの導入等を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-4-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学の教育プログラム導入計画に基づき、両大学との教員・学生交流を実施する。

【①-5】国際安全衛生基準の認証取得・維持を實踐できる人材を育成するため、大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻において食品安全マネジメントシステム教育プログラムを實施し、平成30年度までに同専攻の50%以上の学生に専門家資格又は内部監査員資格を付与する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-5-1】大学院修士課程及び博士前期課程において「食品安全マネジメントシステム教育プログラム・スペシャリスト編」を實施し、履修者にHACCPシステム構築専門家資格を付与し、畜産衛生学専攻博士前期課程の日本人修了生のうち、専門家資格の付与率を50%以上とする。
- ・【①-5-2】平成30年度改組予定の大学院畜産学研究科において實施する「畜産衛生学位プログラム」の教育内容・方法を確定する。

【①-6】産業界等社会の要請に即した人材育成機能を強化するため、大学院畜産学研究科において企業の実務家教員等によるオーダーメイド型実務教育を推進し、同研究科所属学生が企業等との共同研究に基づく研究テーマを選択する比率を平成30年度までに全体の40%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-6-1】大学院生が産学連携活動に参加する際のリスクマネジメント教育を實施する。また、大学院生の共同研究等への参画に関する自己点検を行うとともに、企業等との共同研究等に基づく研究テーマを選択する学生比率を30%以上に増加させる。

【①-7】企業等と学生を関係を深化させて就職へと円滑につなげるため、大学院生の希望職種に係るインターンシップの期間を2倍以上に長期化（2～4週間）するとともに、平成30年度までにインターンシップ経験者の割合を大学院修了生全体の30%以上にする。

- ・【①-7-1】平成28年度に調査したインターンシップ受け入れ可能な企業等の情報を学生に公開し、マッチング可能な学生をインターンシップ学生として派遣する。また、学生のインターンシップへの参加状況調査を實施し、平成29年度の大学院修了生のうち、インターンシップ経験者の割合を20%以上にする。

【①-8】高度な専門性を持つ人材に必要な高い倫理観、社会性、コミュニケーション能力を育成するため、大学院畜産学研究科において、平成28年度に研究倫理教育、情報リテラシー教育を導入し、その理解度・満足度調査を毎年度実施して教育内容・方法を改善する。

- ・【①-8-1】平成28年度に實施した学生の理解度調査の結果に基づき、研究者倫理教育及び情報リテラシー教育の内容を見直す。また、引き続き学生への理解度調査を實施する。

（教育方法）

【②-1】学士課程における能動的学習（アクティブ・ラーニング）を推進するため、グループワーク、ディベート、ICTの活用等による双方向の授業を平成29年度までに実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修等により教員の授業内容に応じた双方向の授業を理解させる取組を推進し、双方向授業を取り入れた授業科目数を増加させる。

- ・【②-1-1】アクティブ・ラーニング促進のモデルケースとして、基盤教育の必修科目の80%以上において双方向授業を實施するとともに、その実施実態や効果・課題等をFD担当組織において検証する。

【②-2】学生の主体的な学びを促進するため、科目番号制（ナンバリング）及び履修系統図を充実するとともに、平成29年度までに学修ポートフォリオを導入し、学生自身が学習プロセスを認識して学んでいる実態を確認し教育指導に活用する。

- ・【②-2-1】学士課程の1年次学生に学修ポートフォリオを導入し、その効果・課題等を検証する。また、履修系統図を充実させる。

【②-3】国際化を推進するため、大学院畜産学研究科において、平成29年度までに全てのシラバスを英語化するとともに、平成31年度までに全ての授業科目を英語対応とする。

- ・【②-3-1】平成28年度に全て英語化した大学院科目のシラバス内容を更新するとともに、留学生に対して授業の英語対応状況に関するアンケートを実施し、満足度・要望について調査する。

（成績評価）

【③】学生の学修成果を適切に測定・把握するため、平成29年度までにルーブリック等による成績評価方法を設定するとともに、学修行動調査、学修到達度調査（アセスメント・テスト）を実施する。

- ・【③-1-1】ルーブリック等による成績評価と学生のフィードバックを基盤教育科目において実施するとともに、学修行動調査、学修到達度調査（アセスメント・テスト）を実施する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

（教職員の配置）

【④】国際通用力を持つ教育課程及び食の安全確保のための教育システムを構築するため、必要となる教職員及び実務家教員を雇用するための経費を学長裁量経費において確保し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に配置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【④-1-1】学長裁量による人件費枠を拡充し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に教職員を配置する。

（教育環境の整備）

【⑤-1】教育方法の改善を推進するため、平成31年度までに学生が主体的に学ぶためのICTを活用した学習支援システム及び双方向の授業を支援する設備を整備する。

- ・【⑤-1-1】平成28年度に策定した設備整備計画に基づき、ICTを活用した学習支援システムを導入する。

【⑤-2】国際基準の教育環境を構築するため、平成31年度までに原虫病研究センター、動物・食品検査診断センター、畜産フィールド科学センター等において、国際安全衛生基準を取得する。

- ・【⑤-2-1】原虫病研究センター及び動物・食品検査診断センターにおいて、ISO17025の内部監査とマネジメントレビューを実施して、平成28年度に取得したISO17025認定を維持する。また、原虫病研究センターはISO17025の取得を国際獣疫事務局(OIE)に報告する。
- ・【⑤-2-2】畜産フィールド科学センターにおいて、平成25年度に乳製品工場で取得したFSSC22000及び平成28年度に搾乳施設で取得したISO22000認証を継続・維持する。

(教育の質の向上)

【⑥-1】教育の内部質保証システムの安定的運用を実現するため、学長を本部長とする教育推進本部において、平成28年度にアセスメント・ポリシーを明確化し、それに基づく自己点検・評価によりPDCAサイクルを機能させる。

- ・【⑥-1-1】平成28年度に策定したアセスメント・ポリシー(学生の学修成果の評価方針)に基づき、教育の質保証に関する目標の設定と自己点検・評価を実施する。

【⑥-2】教育改革に関する基本的認識の共有及び教育方法に関する技術の向上を図るため、教職員に対するFD研修を実施し、教育改善の成果を学生の授業評価等により毎年度確認する。

- ・【⑥-2-1】FD研修年間計画に基づき、研修会型FDと非研修会型FDを実施し、教育改善の効果を学生の授業評価等により確認する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【⑦-1】外国人留学生の修学環境を充実するため、北海道地区の国立大学と連携し、遠隔授業システムを活用して入学前準備教育を実施する。

- ・【⑦-1-1】連携大学間における協力体制の下、平成28年度までに実施した留学生入学前準備教育プログラムの内容を分析・検証し、平成30年度の事業終了以降も持続可能となる準備教育プログラムを構築するため、関係機関と協議する。

【⑦-2】障がいのある学生に対する支援を強化するため、障がい学生支援組織を平成28年度に設置し、教育支援室、学生相談室、保健管理センターとの連携により障がいの種類に応じた教育方法、機器・施設整備方策等を企画・実施する。

- ・【⑦-2-1】平成28年度に設置した障がい学生支援組織を充実するとともに、学生からの意見を反映させた、効果的な支援を行う。

【⑦-3】学生の自学・自習を支援するため、図書館等にアクティブ・ラーニング等を実施するための教育コンテンツ・設備を整備する。

- ・【⑦-3-1】平成28年度に策定した環境整備プランに基づき、附属図書館を学生の自学・自習を支援するための中心施設として位置付けて、コンテンツや設備等の整備を行う。

【⑦-4】学生の就業力を向上させるため、平成29年度までに就職支援室と教育支援室の連携体制を担当教員の充実等により強化し、就職支援業務から得られる企業等のニーズ情報をキャリア教育、インターンシップに反映して実施する。

- ・【⑦-4-1】就職支援室と教育支援室が連携して、企業等のニーズ情報を反映させた「キャリア教育Ⅱ」及び「インターンシップ」の授業を実施し、学生からの意見を聴取する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【⑧】 アドミッション・ポリシーで求める学生を適切に選抜するため、多元的評価を重視した入学者選抜方法を検討し、平成30年度に大学入試センター試験を活用して新たな入学者選抜方法を導入するとともに、当該入学者選抜方法の評価・改善を実施する。

- ・【⑧-1-1】学力の三要素を踏まえた多元的評価方法を整備して、平成30年度に実施する一般入試「後期日程」の実施要領を作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(研究水準、共同利用・共同研究体制)

【⑨-1】 獣医・農畜産分野の世界レベルの研究実績による国際研究協力を強化するため、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて、コーネル大学、ウィスコンシン大学から研究者を招聘して獣医・農畜産融合の国際共同研究を推進し、大学全体の学術論文の国際共著率を年平均40%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑨-1-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学との国際共同研究を10件以上実施するとともに、大学全体の学術論文の国際共著率を40%以上にする。

【⑨-2】 原虫病研究センターの共同利用・共同研究体制を充実するため、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究に参画して原虫病研究を推進するとともに、研究推進本部による研究活動の点検・評価を実施する。また、原虫病研究センターが保有する研究成果有体物の情報公開を充実するため、対象有体物を増加させ同センターのホームページに掲載するとともに、他機関を通じた情報発信を行う。

- ・【⑨-2-1】原虫病研究センターの研究成果有体物の共同利用を推進するため、有体物のデータベースを充実する。また、有体物を利用した共同研究を実施し、得られた研究成果を国際獣疫事務局(OIE)等の関連機関が主催する国際会議等において情報発信する。
- ・【⑨-2-2】マダニ媒介感染症対策法等の開発研究を推進するため、「マダニバイオバンク」プロジェクトを新たに開始する。

(成果の社会還元)

【⑩】 農業関連企業・団体、公的試験研究機関等の要請に基づく研究を推進するため、地域連携推進センターのインキュベーションオフィスに入居する企業数を平成30年度までに10社に増加するとともに、共同研究及び受託研究を充実し、大学全体の実施件数を年平均130件以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】地域連携推進センターにおいて、平成28年度までにインキュベーションオフィスに入居した10社の企業等に加えて新たな入居企業等を誘致するため、企業交流会を実施する。
- ・【⑩-1-2】大学全体の共同研究及び受託研究を合計130件以上実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究者の配置)

【⑩-1】世界の食、農畜産、公衆衛生の課題解決に貢献するため、グローバルアグロメディシン研究センターにコーネル大学、ウィスコンシン大学等から外国人研究者を招聘するとともに、国際共同研究担当の教員を配置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】コーネル大学及びウィスコンシン大学の外国人研究者を延べ12名以上招へいするとともに、3ヶ月以上の長期招へい研究者を増員する。また、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究担当教員を4名以上増員する。

【⑩-2】若手研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち40歳未満の若手教員の採用比率を年平均60%以上にする。

- ・【⑩-2-1】退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、40歳未満の若手教員の採用比率を60%以上にする。

【⑩-3】女性研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち女性教員の比率を15%以上にする。

- ・【⑩-3-1】退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、女性教員の比率を平成30年4月1日時点で13%以上にする。

(研究環境の整備)

【⑫-1】先端的な研究環境を構築するため、研究設備及び学術情報基盤の新規導入・更新を行うとともに、共通機器サポート推進室において研究設備の共同利用を一括管理し、当該設備の利用頻度を増加させる。

- ・【⑫-1-1】平成29年2月に採択された文部科学省先端研究基盤共用促進事業(新たな共用システム導入支援プログラム)により、共用機器基盤センターを核とした共用システムを構築・運営する。

【⑫-2】若手研究者に活躍の機会を提供するため、大学独自のテニュアトラック制度を平成29年度までに整備するとともに、若手研究者の研究環境を整備するための経費を確保して配分する。

- ・【⑫-2-1】平成28年度に整備した大学独自のテニュアトラック制度により、若手研究者を公募する。
- ・【⑫-2-2】学長裁量経費において、新たに採用する若手研究者に対するスタートアップ経費及び若手研究者の外部資金獲得を支援する経費を確保して配分する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【⑬-1】獣医・農畜産分野の職業現場におけるリーダーとして組織を牽引できる人材を育成するため、既存の社会人学び直し事業について受講者のアンケート結果に基づき講習内容を改善するとともに、新規事業を実施する。

- ・【⑬-1-1】「フードバレーとかち人材育成事業」において、新たに農業生産工程管理(GAP)コースを実施する。
- ・【⑬-1-2】「生産獣医療技術研修」及び「牛人工授精師技術研修」のカリキュラムの見直しを行い、改善後のプログラムを実施する。

【⑬-2】大学の高度な専門技術を地域に還元するため、畜産フィールド科学センター、動物医療センター、動物・食品検査診断センター等において、各種検査・治療等を地域住民及び関係機関に提供する。

- ・【⑬-2-1】獣医師・家畜人工授精師等を対象としたリカレント教育を行うとともに、食育や生産現場の情報を広く地域に発信する。
- ・【⑬-2-2】平成28年度に強化した北海道、帯広市、地域獣医師会等との連携に基づき、夜間救急・救急診療や動物保護施設支援獣医療（シェルターメディスン）を実施する。
- ・【⑬-2-3】地域における産業動物の一次診療件数を拡充するとともに、多発疾患及び難治疾患の診断・治療・予防法の研究開発に取組み、成果を積極的に発信する。
- ・【⑬-2-4】動物・食品検査診断センターにおいて、地域の動物の検体検査及び地域で生産される食品の安全性検査について、新たな検査項目を追加して関係機関に提供する。
- ・【⑬-2-5】学生、教職員による社会貢献活動を推進するため、費用負担等を整理した社会貢献マニュアルを作成する。

【⑬-3】賑わいのある地域づくりに貢献するため、地方公共団体等との共同運営、経費分担等の連携により、学生主体の地域創生事業の実施件数を増加させる。

- ・【⑬-3-1】地方公共団体等と連携して、新たな地域創生事業を実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【⑭-1】獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を展開するため、世界トップクラス大学との連携事業等を推進し、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて国際共同研究を担当する教員数を30人以上にするとともに、世界トップクラス大学が実施する教育プログラムに学生を派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑭-1-1】グローバルアグロメディシン研究センターにおいて世界トップクラス大学との国際共同研究を担当する教員数を22名以上にする。
- ・【⑭-1-2】コーネル大学の教育プログラムに学生を派遣するとともに、平成30年度改組予定の大学院畜産学研究科における学生派遣計画を策定する。

【⑭-2】世界の動物衛生の向上に資するため、原虫病研究センターにおいて、国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーとしての認定を維持し、家畜感染症に関する世界各国の専門家に対して研究成果、診断試薬、診断技術等を提供する。

- ・【⑭-2-1】OIE コラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーの専用ホームページを日本語と英語で作成し、活動内容、実施可能な診断検査、提供可能な試薬・技術の情報を国内外に発信する。

【⑭-3】開発途上国に対する技術協力を推進するとともに、国際協力に資する人材を育成するため、国際協力機構（JICA）との連携事業を毎年度継続して実施するとともに、海外拠点を新たに2カ所設置する。

- ・【⑭-3-1】南米パラグアイ共和国の教育研究拠点の整備を進めるとともに、新たな海外拠点の設置準備を行う。

- ・【⑭-3-2】帯広-JICA 協力隊連携事業の第2フェーズの実施準備を行うとともに、国際協力機構（JICA）等との国際協力機関との連携事業を毎年度継続して実施する。

【⑭-4】海外留学希望者及び外国人留学生に対する支援体制を強化するため、イングリッシュ・リソース・センターにおける英語学習支援を増強するとともに、留学希望者に対する経済的援助の対象人数の増等、留学交流を推進するための取組を実施する。

- ・【⑭-4-1】本学の海外留学希望者の要望調査を踏まえ、英語・第二外国語学習支援と留学希望者に対する提供情報を増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

（ガバナンス機能）

【⑮-1】学長のリーダーシップに基づく運営体制を強化するため、第2期中期目標期間中に整備した運営体制（本部体制、学長補佐体制等）の点検・見直しを恒常的に実施するとともに、大学情報データベースの機能改善、情報収集・分析能力向上のための研修等を行い、大学情報分析室において提供する情報量を増加させ、大学のインスティテューショナル・リサーチ（IR）機能を強化する。

- ・【⑮-1-1】教員所属組織における責任と役割を明確にし、教育・研究・大学運営に関する情報共有・意思決定システム等を再構築するため、研究域を再編する。また、運営体制（本部体制、副理事体制等）に関するアンケート調査を実施し、アンケート結果を踏まえた点検を行う。
- ・【⑮-1-2】大学情報分析室の分析力の向上及び効率化を図るため、蓄積された情報を即座に加工・分析し、意思決定に活用できるビジネスインテリジェンス（BI）ツールを導入するとともに、当該ツールに関する学内研修を実施する。

【⑮-2】社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させるため、様々な外部有識者の意見を聞く機会を平成28年度に設け、当該意見の内容及びその対応状況を毎年度公表する。

- ・【⑮-2-1】外部有識者の意見を大学運営に反映させるため、平成28年度に設置した地域懇談会を開催し、その対応状況を公表する。

【⑮-3】監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、平成28年度に教職員で構成する監事支援組織を設置し、監事の重点監査事項の増加等により、監査機能を強化する。

- ・【⑮-3-1】教学面においても監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、監査室に重点監査を支援する教員を配置する。

【⑮-4】大学運営業務において女性の活躍機会を増やすため、役員に女性1名以上登用するとともに、管理職員の女性比率を10%以上にする。

- ・【⑮-4-1】大学運営業務において、女性の活躍機会を増やすため、管理職員の女性比率を5%以上にする。

（戦略的な資源配分）

【⑩-1】大学の機能強化に資する優秀な人材を確保するため、年俸制、混合給与等人事・給与制度の弾力化を推進し、平成31年度までに全ての教員の給与を業績評価に基づく年俸制給与とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑩-1-1】年俸制適用教員の新たな業績評価システムを整備する。

【⑩-2】学長のビジョンを実現し大学の機能強化を推進するため、学長裁量経費を平成31年度までに運営費交付金対象支出予算の25%以上にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑩-2-1】学長裁量経費を運営費交付金対象支出予算の25%以上にする。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【⑪-1】大学院畜産学研究科において農畜産の幅広い知識と専門性を体得させるため、修士課程3専攻（畜産生命科学、食品科学、資源環境農学）及び博士前期課程（畜産衛生学専攻）のカリキュラム改編を平成28年度から実施し、自己点検・評価により教育科目、教育方法等を改善する。

- ・【⑪-1-1】平成28年度から実施しているHACCP関連2科目及び6次産業化関連科目2科目について、平成28年度の学生アンケートの結果に基づき、内容を見直すとともに、新カリキュラムによる修了予定者の「農畜産に関する幅広い知識と専門性の体得」について達成度調査を実施する。

【⑪-2】獣医学及び農畜産学に関する高度な知識と研究能力を基礎として、「農場から食卓まで」に至る諸課題を国際的視野に基づき解決できる専門家を養成するため、平成31年度までに大学院畜産学研究科の博士課程を再編する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑪-2-1】平成30年度設置予定の新たな大学院課程について、学位規程、履修規程、学位論文審査要領等を整備するとともに、入学者選抜方法を確定して入学試験を実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【⑫-1】効率的・合理的な大学運営事務を行うため、北海道地区の国立大学と連携した共同事務処理を継続するとともに、新たな共同事務処理を提案する。

- ・【⑫-1-1】北海道内の国立大学等と事務用パソコンの共同調達を開始するとともに、新たな共同調達・共同事務処理の拡充について協議を行う。

【⑫-2】事務職員の適切な人事評価と専門能力の向上を図るため、平成28年度に人事評価項目を見直すとともに、職員からの意見聴取や効果の検証等によりテーマや実施方法等を見直してスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を充実させるほか、他機関との人事交流、企業等他職種からの人材登用等を実施する。

- ・【⑫-2-1】平成28年度に見直した評価項目により、事務職員の人事評価を行う。
- ・【⑫-2-2】職員から意見を聴取して、新たなテーマのスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を実施する。
- ・【⑫-2-3】事務職員の他機関との人事交流を計画的に行うとともに、大学の機能強化方針に基づく事務職員を採用する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【⑱-1】大学の教育研究成果を広く社会に還元することを通じて当該業務の向上に資する財源を確保するため、畜産フィールド科学センターにおける製品製造業務、動物医療センター及び動物・食品検査診断センターにおける診療・検査診断業務の効率化に向けた関連機器の整備により、収入増を目指した業務改善等を実施する。

- ・【⑱-1-1】生乳や畜大牛乳等の乳製品の品質向上と安定供給体制を維持し、学内外への広報・宣伝活動を実施するとともに、新たに繁殖黒毛和種牛の育成や交雑種(F1)子牛の生産と出荷を進める。
- ・【⑱-1-2】動物・食品検査診断センターにおいて、牛ウイルス性下痢症撲滅プログラムの検査項目を見直すとともに、料金表の改定を行い収入増を図る。
- ・【⑱-1-3】動物医療センターにおいて、診療内容・料金等の見直し結果に基づいた新規診療体制を構築し業務改善を実施する。
- ・【⑱-1-4】産業動物の診療料金を見直し、新たな料金体系を策定する。

【⑱-2】競争的資金の獲得を推進するため、申請・採択実績を教員の業績として評価するとともに年俸制のインセンティブ額の付与等により、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。

- ・【⑱-2-1】外部資金獲得タスクフォースを設置し、競争的資金への申請及び採択実績等の情報を分析するとともに、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。

【⑱-3】利息等による収益増を図るため、収支予測により策定する資金計画に基づき資金を安全確実に運用するとともに、貸付対象財産を拡充する。

- ・【⑱-3-1】利息による収益増を図るために、平成28年度に見直した収支予測の手法に基づく資金計画を策定し、余裕資金の運用を安全確実に実施する。
- ・【⑱-3-2】宿泊施設の使用対象者を拡大するとともに、使用料金の見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【⑳-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、北海道地区の国立大学等との共同調達の商品目を増加させるとともに、アウトソーシングを実施する。

- ・【⑳-1-1】北海道内の国立大学法人等と新たな品目の共同調達を実施し、経費の削減を図る。
- ・【⑳-1-2】職員宿舍管理業務の業務委託等、業務のアウトソーシングを実施する。

【⑳-2】光熱水費等の経費を抑制するため、平成28年度にエネルギー削減計画を策定し、継続的な省エネパトロールによる節電などエネルギーの効率的な利用管理対策、省エネルギー型設備の導入等を実施する。

- ・【⑳-2-1】平成28年度に策定したエネルギー削減計画に基づき、省エネルギー対策を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【㉑】教育研究活動の進展に応じて土地、施設等の資産を有効に活用するため、隔年毎に施設管理部門による稼働率を視点とした利用状況点検及び教育研究部門による効率的利用を視点とした自己点検を行い、必要な維持管理及び予防的な保守・点検を実施するとともに、学内外の共同利用や売却等を含めた資産の活用方法の見直しを行う。

- ・【⑳-1-1】施設の利用状況点検や施設使用者による自己点検を実施するとともに、施設長寿命化計画に基づく予防保全等を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【㉑-1】自己点検・評価システムを充実するため、教育推進本部、研究推進本部、国際化推進本部及び大学情報分析室を中心とした点検・評価体制及び活動状況を毎年検証し、改善する。

- ・【㉑-1-1】大学の活動状況を適切に把握・点検するため、中期計画の定量的な評価指標に対応したファクトブックを作成する。
- ・【㉑-1-2】平成28年度に構築した監視体制により、獣医・農畜産分野の発表論文数からその水準の分析を行い、研究推進本部において研究力の活性状況を評価する。

【㉑-2】自己点検・評価に必要なとなる大学情報の収集・分析力を高めるため、大学情報分析室の業務に必要なとなる機器・ソフトウェアの導入、担当教職員の増員等を行う。

- ・【㉑-2-1】全国の大学情報の収集・分析力を高めるため、大学IRコンソーシアムに加入するとともに、大学情報の分析の効率化を図るため、ビジネスインテリジェンス（BI）ツールを導入する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【㉒】大学の活動情報をわかりやすい形で情報利用者に提供するため、広報担当部署において大学ポर्टレート等多様な媒体を通じた情報提供を行うとともに、公開・発信の方法及び内容の点検・改善を行う。

- ・【㉒-1-1】平成28年に制定したロゴマークを大学関連グッズ・刊行物等に広く活用するとともに、大学ホームページのリニューアル、大学ポर्टレートの更新等により、広報媒体を整備する。
- ・【㉒-1-2】広報研修の開催や他機関主催の研修参加により、広報担当者のスキルアップを図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【㉓】国際水準の教育研究環境の充実及び地域・環境に配慮した施設の整備、活用を図るため、平成29年度までにキャンパスマスタープランを改訂し、既存施設の有効活用、施設の長寿命化を含めた施設整備を推進する。

- ・【㉓-1-1】新たなキャンパスマスタープランを策定するとともに、計画に基づいた施設整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【㉔-1】安全管理知識の習得と危機管理意識の向上を図るため、安全管理に関する規程、マニュアル等の点検・充実を不断に行うとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを整備する。また、各種研修、防災・災害時訓練及び安全点検を定期的実施し、教職員及び学生に適切な安全管理を徹底する。

- ・【㉔-1-1】安全管理に関する規程、マニュアル等について内容を点検・充実するとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを拡充する。
- ・【㉔-1-2】安全衛生点検を定期的実施するとともに、災害時を想定した訓練や各種研修等を継続的に実施し、安全管理を徹底する。

【㉔-2】様々なリスクに迅速に対応するため、明確な役割分担に基づく防災体制を構築し、交通、防災を含めた安全点検を毎年実施するとともに、点検に基づく必要なキャンパス整備を実施する。

- ・【㉔-2-1】安全管理を徹底するため、安全点検を実施するとともに、平成28年度に作成したハザードマップに基づき、キャンパス整備を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【㉕-1】研究における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止するため、文部科学省のガイドラインに基づき管理責任を明確に定めた管理体制を構築するとともに、倫理教育等を全ての研究者を対象として実施し、受講しない者には競争的資金の申請及び使用を認めないこととするなど、不正防止計画に基づき不正防止対策を計画的に実施する。

- ・【㉕-1-1】平成29年度不正防止計画に基づき、全ての研究者に誓約書提出と倫理教育受講を義務付けるとともに、研修会、書面調査を実施するなどの不正防止対策を計画的に実施する。

【㉕-2】教職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、法令等の新規制定や一部改正の情報を速やかに周知するとともに、全教職員を対象とする研修会を計画的に実施する。

- ・【㉕-2-1】大学の業務に係る法令等の新規制定や一部改正に対し、学内規則等の整備を速やかに行い、周知徹底を図る。
- ・【㉕-2-2】教職員のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を計画的に実施する。

【㉕-3】情報セキュリティを強化するため、情報基盤の整備に努めるとともに、教職員及び学生に対するセキュリティ研修会を計画的に実施する。

- ・【㉕-3-1】情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティを強化する。
- ・【㉕-3-2】情報セキュリティの意識向上を図るため、教職員及び学生を対象にセキュリティ研修会を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

672,556千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線13番、17番、17-2番3, 169.98㎡）を譲渡する。
- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線19番、21番、23番5, 082.37㎡）を譲渡する。
- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線15番 1, 313.47㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ ライフライン再生（電気設備等） ・ 小規模改修	総額 113	施設整備費補助金（93） (独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（20）

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

(注2) 小規模改修については、平成28年度同額として試算している。

なお、各事業年度の(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

大学の機能強化及び獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を推進する優秀な人材を確保するため、以下の方策を講ずる。

- ・ 年俸制適用教員の新たな業績評価システム等による人事・給与制度の弾力化を推進する。
- ・ 若手教員及び女性教員を積極的に採用する。
- ・ 新たなテーマのFD及びSD研修を実施し、専門能力の向上を図る。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 186人

また、任期付き職員数の見込みを42人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 2,206百万円

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,697
施設整備費補助金	93
補助金等収入	65
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	20
自己収入	1,112
授業料、入学金及び検定料収入	714
財産処分収入	25
雑収入	371
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	378
目的積立金取崩	0
計	4,366
支出	
業務費	3,784
教育研究経費	3,784
施設整備費	113
補助金等	65
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	378
長期借入金償還金	13
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	12
計	4,366

[人件費の見積り]

期間中総額 2,206 百万円を支出する(退職手当は除く)。

(注)「長期借入金償還金」については、償還計画に基づく所要額を計上している。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4,480
業務費	3,837
教育研究経費	1,185
受託研究費等	335
役員人件費	54
教員人件費	1,462
職員人件費	799
一般管理費	214
財務費用	5
減価償却費	423
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	4,480
運営費交付金収益	2,651
授業料収益	492
入学料収益	89
検定料収益	17
受託研究等収益	335
補助金等収益	65
寄附金収益	35
施設費収益	11
財務収益	0
雑益	371
資産見返運営費交付金等戻入	199
資産見返補助金等戻入	175
資産見返寄附金戻入	35
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,854
業務活動による支出	4,005
投資活動による支出	294
財務活動による支出	66
翌年度への繰越金	487
資金収入	4,854
業務活動による収入	4,227
運営費交付金による収入	2,697
授業料、入学金及び検定料による収入	714
受託研究等収入	335
補助金等収入	65
寄附金収入	42
その他の収入	371
投資活動による収入	139
施設費による収入	113
その他の収入	26
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	487

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

畜産学部	共同獣医学課程 240 人 （うち獣医師養成に係る分野 240 人） 畜産科学課程 860 人 （うち3年次編入 20人）
畜産学研究科	畜産生命科学専攻 36 名（うち修士課程 36 名） 食品科学専攻 20 名（うち修士課程 20 名） 資源環境農学専攻 26 名（うち修士課程 26 名） 畜産衛生学専攻 51 人 （うち修士課程 30 人 博士課程 21 人）
別科	草地畜産専修 60 人